

排水設備工事に係る取扱指針

内容現在 令和7年4月1日

加除（さしかえ）表

追録第22号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第1部	P13から16まで	2	P13から16まで	2	7. 中表紙の次
第1部	P21から23-1まで	2	P21から23-1まで	2	P20の次
第3部	P75から76まで	1	P75から76まで	1	9. 中表紙の次
第4部	P79-4から79-5まで	1	P79-4から79-5まで	1	目次の次
第4部	P79-12から79-15まで	2	P79-12から79-15まで	2	P79-12の次
第4部	P79-22から79-23まで	1	P79-22から79-23まで	1	P79-21の次
第4部	P79-29-1から79-29-2 まで	1	P79-29-1から79-29-2 まで	1	P79-29の次
第5部	P79-35から79-36まで	1	P79-35から79-36まで	1	P79-34の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

下水排除基準

項 目	工場または事業場の基準値		
	函館湾処理区域	南処理区域	
	函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場	
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5を超え9未満	水素指数5を超え9未満
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600未満	600未満
3	浮遊物質量 (SS)	600未満	600未満
4	カドミウム及びその化合物	※1) 0.01以下	0.03以下
5	シアン化合物	※1) 検出されないこと。	1以下
6	有機リン化合物	※1) 検出されないこと。	1以下
7	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下
8	六価クロム化合物	※1) 0.05以下	0.2以下
9	砒素及びその化合物	※1) 0.05以下	0.1以下
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	※1) 0.0005以下	0.005以下
11	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
13	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
14	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
15	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
16	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
17	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
18	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下
21	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
22	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
23	チウラム	0.06以下	0.06以下
24	シマジン	0.03以下	0.03以下
25	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
26	ベンゼン	0.1以下	0.1以下
27	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下
28	ほう素及びその化合物	230以下	230以下
29	ふっ素及びその化合物	15以下	15以下
30	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下
31	フェノール類	5以下	5以下
32	銅及びその化合物	3以下	3以下
33	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下
34	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下
35	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下
36	クロム及びその化合物	2以下	2以下
37	ダイオキシン類	※2) 10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
38	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下
		(2) 動植物油脂類含有量	30以下
40	窒素含有量	240未満	—
41	リン含有量	32未満	—
42	温度	45度未満	45度未満
43	沃素消費量	220未満	220未満

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、「mg/L」とする。ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン^{*}の毒性に換算した値である。
- 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※1)の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の一定水量以上の特定事業場に乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】
- ※2)の数値は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。

法令に定める届出書

事業場	届出書の種類	法令	届出事由	届出義務者	届出期限	備考
特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者(特定施設(水質汚濁防止法特定施設ならびにダイオキシン類対策法特定施設を含む。)の設置者を含む。)であって、当該要件に該当する者	使用開始(変更)前	
	2 公共下水道使用開始届	法第11条の2第2項(省令第6条第2項)	特定施設の設置者であって、第1項(公共下水道使用開始(変更)届)に定める要件に該当しない者が公共下水道を使用しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者	使用開始前	
	3 特定施設設置届出書	法第12条の3第1項(省令第8条第2項)	公共下水道を使用している者が、特定施設(水質汚濁防止法特定施設第66号の3に掲げる旅館業については、温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみが対象となる。)を設置しようとするとき。	特定施設を設置しようとする者	届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	4 特定施設使用届出書	法第12条の3第2項(省令第9条第1項)	公共下水道を使用している者の工場または事業場に、現に設置(工事中の施設を含む。)している施設が、新たに特定施設に指定されたとき。	当該施設を設置(工事中を含む。)している者	当該施設が特定施設となった日から30日以内	
	5 特定施設使用届出書	法第12条の3第3項(省令第9条第1項)	特定事業場(特定施設を設置する工場または事業場をいう。)から公共用水域(河川、港湾、沿岸海域をいう。)へ下水を排除していた者が、終末処理場が設置されている公共下水道を使用することとなったとき。	当該特定施設を設置している者	公共下水道を使用することとなった日から30日以内	
	6 特定施設の構造等変更届出書	法第12条の4(省令第10条第1項)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした特定施設について、構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の水量および水質ならびに用水および排水の系統を変更しようとするとき。	当該届出をした者	届出期限の規定はないが、届出書に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	7 氏名変更等届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者の氏名もしくは住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地)に変更があったとき。	当該届出をした者	変更があった日から30日以内	
	8 特定施設使用廃止届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき。	当該届出をした者	使用を廃止した日から30日以内	
	9 承継届出書	法第12条の8第3項(省令第13条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けまたは借り受けたときならびに当該届出をした者について相続又は合併があったとき。	当該譲り受け、または借り受けた者ならびに相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人	承継があった日から30日以内	
非特定事業場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者であって、当該要件に該当する者(特定施設の設置者を除く。)	使用開始(変更)前	
	2 除害施設設置計画届出書	条例第5条の3第3項(函館市下水道条例施行規程第4条)	公共下水道を使用している者が、除害施設を設置しようとするとき。	除害施設を設置しようとする者	除害施設設置前	

使用開始等の届出を要する下水の水質

項 目	工場または事業場の基準値		
	函館湾処理区域	南処理区域	
	函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場	
1	水素イオン濃度 (pH)	※1) 水素指数5.7以下8.7以上	※1) 水素指数5.7以下8.7以上
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	※1) 300以上	※1) 300以上
3	浮遊物質 (SS)	※1) 300以上	※1) 300以上
4	カドミウム及びその化合物	※2) 0.01を超えるもの	0.03を超えるもの
5	シアン化合物	※2) 検出されるもの。	1を超えるもの
6	有機燐化合物	※2) 検出されるもの。	1を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
8	六価クロム化合物	※2) 0.05を超えるもの	0.2を超えるもの
9	砒素及びその化合物	※2) 0.05を超えるもの	0.1を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	※2) 0.0005を超えるもの	0.005を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003を超えるもの	0.003を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
16	四塩化炭素	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
17	1,2-ジクロロエタン	0.04を超えるもの	0.04を超えるもの
18	1,1-ジクロロエチレン	1を超えるもの	1を超えるもの
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4を超えるもの	0.4を超えるもの
20	1,1,1-トリクロロエタン	3を超えるもの	3を超えるもの
21	1,1,2-トリクロロエタン	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
22	1,3-ジクロロプロペン	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
23	チウラム	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
24	シマジン	0.03を超えるもの	0.03を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
26	ベンゼン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230を超えるもの	230を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15を超えるもの	15を超えるもの
30	1,4-ジオキサン	0.5を超えるもの	0.5を超えるもの
31	フェノール類	5を超えるもの	5を超えるもの
32	銅及びその化合物	3を超えるもの	3を超えるもの
33	亜鉛及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
36	クロム及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
37	ダイオキシン類	※3) 10pg-TEQ/Lを超えるもの	10pg-TEQ/Lを超えるもの
38	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	※1) 125以上	※1) 125以上
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5を超えるもの
		(2) 動植物油脂類含有量	30を超えるもの
40	窒素含有量	※1) 150以上	—
41	燐含有量	※1) 20以上	—
42	温度	※1) 40度以上	※1) 40度以上
43	沃素消費量	220以上	220以上

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、「mg/L」とする。ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値である。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。
- ※1)の数値は、下水排除基準と異なるので注意してください。
- ※2)の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の一定水量以上の特定事業場に乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】
- ※3)の数値は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。

事業場の業種と廃棄物の種類

事業場の業種		廃棄物の種類
1	畜産農業又はサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳, 肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓, 廃調味液等
4	野菜, 果実保存食料品製造業	野菜くず, 廃調味液等
5	みそ, しょう油製造業	大豆殻, 廃みそ, 廃しょう油等
6	製あん業	小豆殻, 水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ, 湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ, 化学処理廃液等
10	麺類製造業	麺くず, 湯煮廃液等
11	豆腐又は煮豆の製造業	大豆殻, 豆乳廃液等
12	新聞業, 出版業, 印刷業又は製版業	廃現像液, 廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体, 廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸又はアルカリによる表面処理施設	廃酸, 廃アルカリ等
	電気めっき施設	
19	旅館業	廃天ぷら油, 野菜くず, 魚介類の内臓, 肉くず, 廃調味料等
	共同調理場(学校給食施設)	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設 そば店等その他の飲食店	
20	洗濯業	繊維くず, クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液, 定着液等
22	病院	血液, 廃消毒用有機溶剤, 現像液, 定着液等
23	と畜業又は死亡獣畜取扱業	動物の血液, 動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液, エンジンオイル, 廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸, 廃アルカリ, 検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取り尿, 汚泥, スカム等
28	特定事業場排水の処理施設	汚泥, スカム等
29	ビル清掃業	廃酸, 廃アルカリ, 廃油, 廃プラスチック類等
30	塗装工事業	廃酸, 廃アルカリ, 廃油, 廃プラスチック類等

54	第46号	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
55	第47号	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
56	第48号	火薬製造業の用に供する洗浄施設	
57	第49号	農薬製造業の用に供する混合施設	
58	第50号	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
59	第51号	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
60	第51号の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	
61	第51号の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	
62	第52号	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
63	第53号	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
64	第54号	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
65	第55号	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	
66	第56号	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
67	第57号	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
68	第58号	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
69	第59号	採石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
70	第60号	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	
71	第61号	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設

72	第62号	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
73	第63号	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
74	第63号の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	
75	第63号の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
76	第64号	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設
77	第64号の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
78	第65号	酸又はアルカリによる表面処理施設	
79	第66号	電気めっき施設	
80	第66号の2	エチレンオキサイド又は、1，4－ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	
81	第66号の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
82	第66号の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
83	第66号の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
84	第66号の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
85	第66号の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	

86	第66号の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
87	第67号	洗濯業の用に供する洗浄施設	
88	第68号	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	
89	第68号の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
90	第69号	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	
91	第69号の2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。） （主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として墓の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
93	第70号	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	
94	第70号の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	
95	第71号	自動式車両洗浄施設	
96	第71号の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
97	第71号の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	
98	第71号の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1項、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

99	第71号の5	トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	
100	第71号の6	トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	
101	第72号	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の票に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	
102	第73号	下水道終末処理施設	
103	第74号	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	

9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱い

(1) 目的

管理者以外の者が公共下水道に関する工事について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

(2) 対象範囲

管理者は、管理者以外の者が公共下水道に関する工事を行うにあたり、その内容が管理者の定める技術上の基準に適合している場合は、工事を承認することができる。また、工事完成後、排水施設は、管理者へ無償譲渡することとし、設計・施工にあたっては、管理者と十分協議すること。

(3) 公共下水道私費工事（変更）承認申請について

管理者以外の者が公共下水道工事を私費で行う場合は、公共下水道私費工事（変更）承認申請により行うこと。

① 申請書類

- ア 公共下水道私費工事（変更）承認申請書（別紙17）
- イ 附近見取図
- ウ 平面図
- エ 縦断図
- オ 路面復旧図
- カ 詳細図

② 申請手続

- ア 申請者は、公共下水道私費工事承認申請書を管理者へ提出すること。
- イ 管理者は、申請書の内容を審査し、私費工事承認書を申請者に交付する。
- ウ 工事を着手しようとする時は、着手届および道路占用許可書の写しを速やかに管理者へ提出すること。
- エ 工事完了後、完了届および私費工事承認書の条件に示された書類を速やかに管理者へ提出すること。
- オ 管理者の検査完了後、申請者は施設受渡書に押印のうえ2部提出し、施設の無償譲渡および引渡しの手続をすること。
- カ 管理者は、施設受渡書に押印のうえ1部を申請者に返却する。

② 工事に係わる条件

- ア 工事は、「下水道土木工事必携（案）」によるほか、管理者の技術指導を受けて施工すること。
- イ 工事の着手に先立って周辺に近接する家屋や物件等に対する影響を考慮し予防および回避する最善の措置を講ずること。
- ウ 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときには、速やかに管理者と協議すること。
- エ 工事で設置された排水施設の管理については施設の所有権が管理者に移転し、その引渡しが完了するまでは、申請者の責任で行うこと。
- オ その他、管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

(4) 完成検査

管理者が完成図書をもとに現地において完成検査を行う。

また、管理者が検査に施工者を立会わせる必要があると認めるときは、立会うこと。

なお、完成検査の結果、工事が不適合であるとされた場合は、管理者の指定する期間内に改修の工事をし、再度管理者の検査を受けること。

第 4 部

1. 総則

(目的)

- (1) この取扱いは、函館市下水道条例（昭和49年1月7日函館市条例第5号）（以下、「条例」という。）の第4条第1項の規定および函館市企業局指定排水設備業者に関する規程（平成8年7月24日水道局規程第5号）（以下「指定業者に関する規程」という。）の第9条に規定する函館市企業局指定排水設備工事業者（以下、「指定業者」という。）について、必要な事項を定め、排水設備工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- (2) この取扱いにおいて用語の定義は次のとおりとする。
 - ① 「法」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）をいう。
 - ② 「政令」とは、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）をいう。
 - ③ 「施行規則」とは、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）をいう。
 - ④ 「管理者」とは、函館市公営企業管理者をいう。
 - ⑤ 「排水設備」とは、公共下水道の供用が開始された排水区域内の土地所有者、使用者または占有者が下水（生活排水、事業用排水、雨水等）を公共下水道に流入させるために必要な施設（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の配管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
 - ⑥ 「排水設備工事」とは、排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）の工事をいう。
 - ⑦ 「責任技術者」とは、排水設備工事責任技術者をいう。

2. 指定排水設備工事業者の指定等

(指定の申請)

- (1) 条例第4条第1項の指定は、排水設備工事の業務を行う者の申請により行う。
- (2) 指定業者の指定を受けようとする者は、指定業者に関する規程に定められた別記第1号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、指定業者に関する規程第9条の規定により、管理者に申請しなければならない。
 - ① 個人の場合にあつては、住民票の写し
 - ② 法人の場合にあつては、登記事項証明書および定款の写し
 - ③ 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
 - ④ その他管理者が必要と認める書類

(指定等)

- (3) 管理者は、指定業者に関する規程第9条の指定の申請があったときは、当該申請をした者が第7条に規定する指定の要件を具備しているかどうかを審査し、当該具備していると認めるときは、これを指定業者として指定する。
- (4) 指定業者の指定の有効期間は、指定の日から起算して5年を経過した日の属する年（当該5年を経過した日が1月1日から3月31日までの日に当たるときは、当該5年を経過した日の属する年の前年）の3月31日までとする。
- (5) 管理者は、指定業者を指定したときは、当該指定業者に指定業者に関する規程に定められた別記第2号様式の指定書を交付するものとする。

(指定の要件等)

- (6) 指定業者の指定を受けようとする者は、指定業者に関する規程第7条に掲げる要件を備えていなければならない
- ① 北海道内に事業所を有していること。
 - ② 指定業者に関する規程第19条第2項の規定により登録を受けた責任技術者が選任していること。
 - ③ 工事の施行に必要な設備、器材等を有していること。

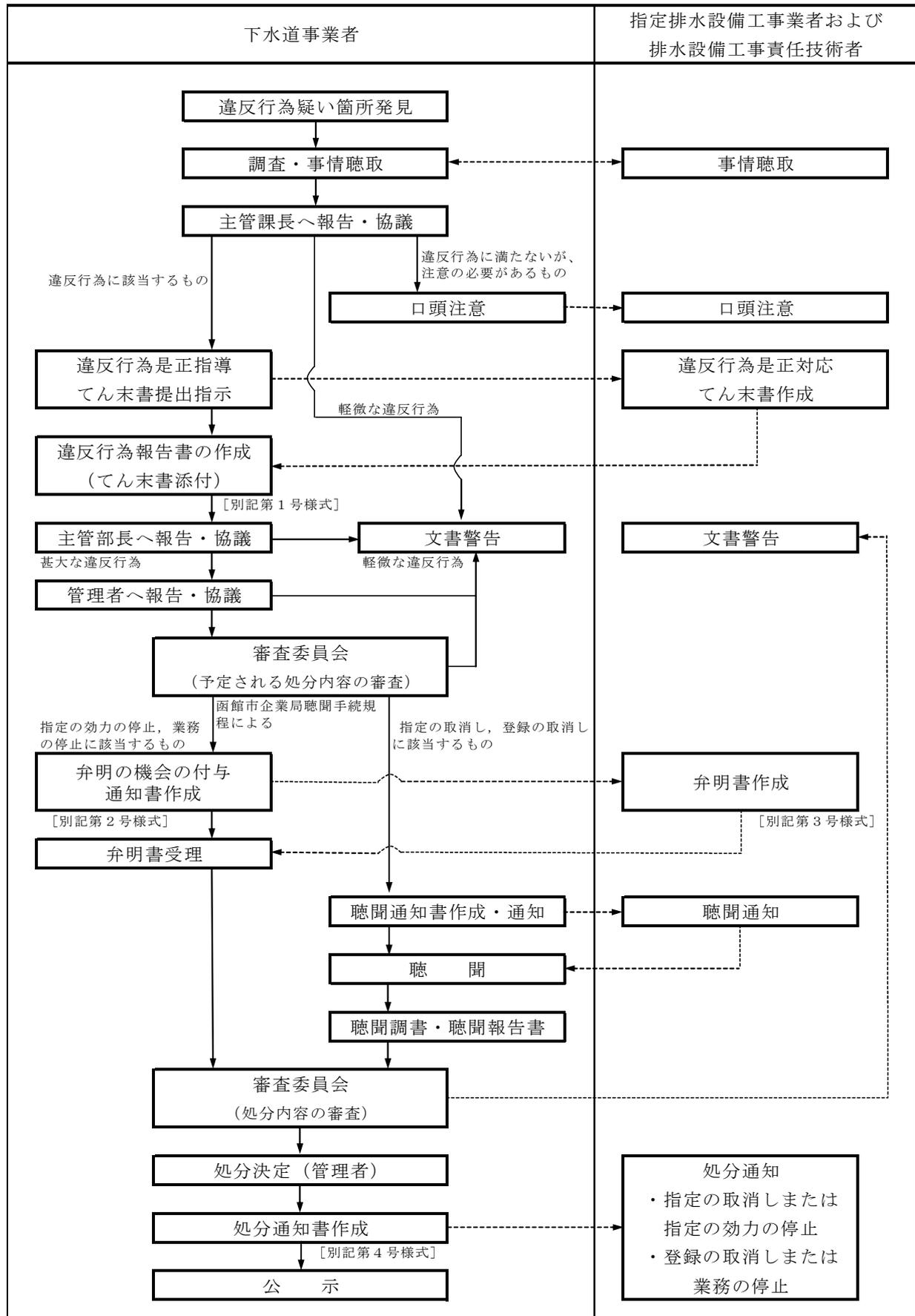
(欠格事由)

- (7) 指定業者に関する規程第8条、次の各号の一に該当する者は、指定業者になることができない。
- ① 指定業者に関する規程第14条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ② 指定業者に関する規程第23条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得てない者
 - ⑤ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
 - ⑥ 排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ⑦ 法人の場合にあつては、その役員のうち前各号の一に該当する者がいるもの

(指定の更新の申請)

- (8) 指定業者は、指定業者に関する規程第10条第2項の規定により、期間満了後も引き続いて指定業者の指定を受けようとするときは、その期間が満了する日の30日前までに、第9条の申請をしなければならない。

(2) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理フロー



【取扱九】

函館市企業局指定排水設備業者の違反行為に係る措置基準

別表1

下水道条例および規程等の違反に対する措置

違反項目	関係法令条文	違反内容	措置	内容
指定要件違反	第7条 第14条	北海道内に事業所を有しなくなったとき。 登録を受けた責任技術者が選任していないとき。 工事の施行に必要な設備、器材等を有していないとき。 排水設備工事の業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不適当と認められたとき。	指定の取消しまたは文書警告	指定の取消しまたは文書警告
	第8条	不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。 条例および規程等の規定に違反したとき。 ①第14条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ②第23条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けていることがなくなるまでの者であることが判明したとき。 ④本人または代表者もしくは役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 ⑤本人または代表者もしくは役員が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができないう者であることが判明したとき。 ⑥排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をすおそれがあること認められるに足りる相当の理由がある者であることが判明したとき。 ⑦法人の場合にあつては、その役員のうち上記①～⑥に該当する者がいるとき。	指定の取消し	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
届出義務違反	第12条	次のいづれかに該当する事項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 ①営業を廃止したとき ②排水設備工事の業務を廃止したとき。 ③経営者(法人)にあつては、その代表者を変更したとき。 ④組織を変更したとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告

事業運営基準違反	下水道条例 下水道条例施行規程 函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	⑤名称を変更したとき。	⑤名称を変更したとき。	
		⑥事業所を移転したとき。	⑥事業所を移転したとき。	
		⑦責任技術者に異動があったとき。	⑦責任技術者に必要と認める届出事項を証する書類の提出に対し、拒否したとき。	
		⑧その他管理者が必要と認める届出事項を証する書類の提出に対し、拒否したとき。	排水設備の新設、増設または改築の工事の施行に当たり、条例および規程を遵守しないときおよび管理者の指示に従わないとき。(無届工事等)	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくはは文書警告
		第3条第4条	排水設備工事の申込みを受け、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	文書警告または口頭注意
		第2条第1項 第3条第1項	排水設備工事の契約に際し、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。	
		第3条第1項 第4条第1項	排水設備工事を、一括して第三者に請け負わせたとき。	指定の効力の停止3月以下またはは文書警告
		第3条第2項	自己の名称を他人に使用させたとき。	
		第3条第3項	管理者が定める施工基準に基づき、善良な注意をもって、施行しないとき。	文書警告または口頭注意
		第3条第4項 第3条第5項	自己の選任する排水設備工事責任技術者以外の者に排水設備の設計および工事の監督を行わせたとき。	
事業運営基準違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第3条第6項	使用人または請負人の行為について、この規程に規定する責めを負わないとき。	
		第3条第7項	排水設備工事の完成後、管理者の検査を受ける際、正当な理由なく責任技術者を立ち会わせないとき。	
		第4条第2項	検査の結果、工事が不完全であるとされた場合で、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再度管理者の検査を受けないとき。	
		第4条第3項	排水設備を使用者に引き渡した後1年以内に生じた故障について、無償で修理しないとき。ただし、天災その他不可抗力または使用者の責めによる場合を除く。	
		第5条		

罰則	函館市下水道条例	第6条 第19条	<p>管理者が、必要があると認めるとき、排水設備工事の業務状況その他について報告の求めに応じないとき。</p> <p>(1) 第3条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者。</p> <p>(5) 第7条または第8条の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による記録をしない者または虚偽の記録をした者。</p>	5万円以下の過料
----	----------	-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為があったので，函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

函館市企業局指定排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

函館市企業局指定排水設備工事業者の指定を受けたいので申請します。

また、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程第8条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約します。

申 請 者	住 所 (所在地)	電 話 ()
	氏 名 (名称および 代表者氏名)	

添付書類

- 1 個人の場合にあつては、住民票の写し
- 2 法人の場合にあつては、登記事項証明書および定款の写し
- 3 選任する責任技術者の名簿
- 4 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
- 5 その他管理者が必要と認める書類

責任技術者名簿

名称

代表者名

年 月 日現在

ふりがな 氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

行為の中止，変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 管理者は，許可をしようとするときは，関係機関と密接な調整を行わなければならない。

附 則

この要綱は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条, 第5条関係)

項 目		基 準 値		検 定 方 法
		函館湾処理区	南処理区	
1	水素イオン濃度(pH)	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号。以下「省令」という。)第8条第1号に規定する方法
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3	浮遊物質量(SS)	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4	大腸菌数	800CFU/mL以下	800CFU/mL以下	省令第6条に規定する方法
5	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.03以下	省令第8条第9号に規定する方法
6	シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7	有機リン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9	六価クロム化合物	0.05以下	0.2以下	省令第8条第13号に規定する方法
10	砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第18号に規定する方法
15	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	省令第8条第23号に規定する方法
20	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24	チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25	シマジン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29	ほう素及びその化合物	230(海域以外10)以下	230(海域以外10)以下	省令第8条第33号に規定する方法
30	ふっ素及びその化合物	15(海域以外8)以下	15(海域以外8)以下	省令第8条第34号に規定する方法
31	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32	フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第36号に規定する方法
33	銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第37号に規定する方法
34	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第38号に規定する方法
35	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第40号に規定する方法
37	クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第41号に規定する方法
38	ダイオキシン類	10pg/L以下	10pg/L以下	省令第8条第42号に規定する方法
39	化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均120)以下	160(日間平均120)以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境省告示第64号。以下「検定方法」という。)第31号に規定する方法
40	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	検定方法第27号に規定する方法
41	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1)鉱油類含有量 5以下 (2)動植物油脂類含有量 30以下	5以下 30以下	省令第8条第6号に規定する方法
42	窒素含有量	120(日間平均60)以下	—	省令第8条第7号に規定する方法
43	燐含有量	16(日間平均8)以下	—	省令第8条第8号に規定する方法
44	温度	45度未満	45度未満	省令第8条第4号に規定する方法

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、水素イオン濃度(pH)、大腸菌数、ダイオキシン類および温度以外の項目については、「mg/L」とする。
- 「検出されないこと。」とは、検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち、管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは、当該項目については、測定を要しない。

排水設備工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

令和7年4月1日
